

令和元年度 第2回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和元年6月26日（水）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所1階 東臨時事務室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 佐藤昌文（市民） 前田 彩（市民）
	事務局	馬橋利行（事業団設立準備担当部長） 松葉 篤（子ども家庭部長） 川島慶之（児童青少年課長） 山本俊彰（子育て支援課長） 清水 周（施策推進担当課長） 畠山雄一郎（児童青少年課児童・青少年係長） 野島三可（同 児童・青少年係）
		<各担当係長> 松永 勉（保育・幼稚園係主査） 赤尾政則（待機児童解消対策推進担当係長） 古田陽子（子ども総合相談担当主査） 児玉俊平（子ども保健・発達支援係長） 前田佳美（子ども保健・発達支援係主査）
欠席委員	堀井雅道（国士舘大学） 小林理人（国立市立小中学校校長会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 北村 基（東京都立第五商業高等学校）	
議 事	（1）子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果についての審議 （2）次回「第3回 国立市子ども総合計画審議会」の内容等の説明	
傍聴人の数	0名	
配付資料	会次第 資料No.1-1 （1）利用者支援事業 資料No.1-2 （3）妊婦健康診査事業 資料No.1-3 （4）乳児家庭全戸訪問事業 資料No.1-4 （8-1）一時預かり事業（幼稚園在園児童対象の預かり保育） 資料No.1-5 （9）延長保育事業 資料No.1-6 （10）病児保育事業 資料No.1-7 （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 資料No.1-8 （13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 資料No.1-9 （14）乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 別紙1 （量の見込み：中間年（平成29年度）の見直し版） 別紙2 （確保実績）	

【会長】 それでは定刻となりましたので、令和元年度2回目の国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

委員の皆様につきましては、現在6名出席をいただいております。これは国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、会議は委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができないとなっておりますが、以上のとおり本日は定員数に達していることをご報告いたします。

それで、今回の審議内容ですけれども、前回子ども・子育て支援事業についての評価ということで、5つか6つぐらいの事業について取り上げてきましたが、本日はその続きということで、前回取り上げることのできなかつた子ども・子育て支援事業と保育、教育、給付の中身についてご議論いただくこととなりますので、議題がたくさんありますので、その中でお気づきの点等ございましたら、ぜひ、いろいろご質問とか、ご意見をいただければと思います。

それでは、時間も限られていますので、続きまして資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局より、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

机上に、まず次第が置いてあるかと思えます。1枚のものです。続きまして、配付資料、その下に資料No.1-1から1-9まで、それぞれ両面刷りになった添付資料というものがあるかと思えます。そのうち1-9に、ペーパーにしてホチキス止めの2枚物と、別紙1、別紙2というものが、それぞれ挟んであるかと思えます。

資料の説明は以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

【会長】 何か不足しているもの等ございますか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、早速2番目の子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果についてに入っていきたいと思えますけれども、本日、この配付資料に書かれている事業について、それぞれご説明いただいた上で議論していくこととなりますが、一部を除いて事前に資料を配付させていただきましたので、少し説明は要点を絞った形でしていただいて、それぞれ、いろいろ質問などをしていただく時間をとりたいと思えますので、よろしく願います。

それでは、事前に6事業分は事務局より資料の配付、送付があったと思えますが、そちらも含め、本日配付されている3事業分についても事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 では、1事業ずつの説明をいたします。1事業説明を終えたら、それに関して質疑をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。まず利用者支援事業について、担当の古田よりご説明します。

【子ども総合相談担当主査】 資料No.1-1、利用者支援事業についてご説明いたします。私、子育て支援課子ども総合相談担当の古田と申します。どうも皆さん、日ごろより大変お世話になっております。

では、お手元の資料をご覧くださいまして、概略のみ、ご説明させていただきます。

まず、この4年間の進捗状況でございますが、27年度につきましては、子ども総合相談窓口開設に向けまして、子ども総合相談窓口の機能について、どういった機能を持たせるかということを中心に議論してまいりました。一つの大きな変化といたしまして、母子保健の領域の母子手帳、妊娠届のほうの授受を行うという方向で調整をいたしました。

28年度につきましては、そちらの具現化につきまして、各種の説明ですとか、関わってまいりませう様式の設定ですとか、そういった準備を行ってまいりました。

29年度につきましては、全庁的な組織改正もございまして、正式に母子保健の領域と子ども福祉の領域が同じ課のほうに改変されるという状況がございました。

29年の7月に、くにたち子育てサポート窓口、通称くにサポと申しますが、開設をいたしまして、半期間実施いたしました。

前年度の30年度につきましては通年でいたしまして、そちらの実績が表になってございます。

裏面をご覧ください。くにサポにつきましては、事前に従前のひとり親・女性支援係という係が機能を拡充して、くにサポに変更いたしました。従前は、ひとり親支援の領域の事業でございまして、それに加えて妊婦面接、ゆりかご事業と、その他、18歳までの子どもの総合相談窓口として機能いたしております。

課題につきましては、こちらの面の下段になりますが、子育て世代の包括支援センター開設に向けた母子保健機能との一層の連携についてということで、32年の開設を目途に、ただいま準備を進めております。

妊娠届をとることによって格段に変わってきたものが、例えば妊娠、出産について、ご自身の疾病ですとか、もしくは相手の方との今後の婚姻ですとか、家族の協力といったようなイメージがつきにくいくリスクといえますか、いろいろ困難が予想される方々への支援が、従前から格段にできるようになりました。これが大きな成果だったと思います。

そのほかには、庁内のほかの総合相談窓口との機能整理などが今後の課題になっております。

雑駁ですが、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。最初の事業は利用者支援事業ということで、相談窓口関係の事業ということになります。それで、表面を見ていただきますと、現計画ですと、保育コンシェルジュなんていう言葉が出てきますが、当初は多分、保育事業もいろいろありますので、そういう利用の仕方などをめぐって、統一的な窓口でやっていくなんていうことも想定していたわけですが、実際には子ども・子育て総合相談窓口ということで、子ども福祉関係と母子保健の機能を両方あわせた形で展開してきたという話でした。

それで、表面の下の表を見ていただきますと、実績が書かれていますが、手続に関連するものと、あと具体的な持ち込まれた相談内容ということで、分けて示されています。やっぱり手続関連が、かなりたくさん受け付けているという状況になっているかなと思います。

それで、今後、先ほどご説明いただきましたように、さらに母子保健機能との一層の連携に向けて、平成32年度からは、子育て世代包括支援センターの設置ということ想定しているなんていう話がありました。なので、これ一番、市役所にある総合的な窓口なわけですが、少し機能をいろいろ考えながら、これまで展開してきたし、今後の展開も考えているということになります。

なので、この相談窓口というものをどんなふうにしていくといいんだろうとか、どんなふうにしたら利用しやすくなるのかとか、いろいろ幅広い観点から、ご意見とかご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

あと、資料にコメントというものが追加されていますけれども、ここに書かれていることと重複したご意見でも、もちろん構いませんので、何かございましたらお願いしたいと思いますが。あと質問でも構いませんけれども。それでは、いかがでしょうか。

【子育て支援課長】 補足で……。

【会長】 補足、はい。

【子育て支援課長】 子育て支援課長の山本でございます。今お話ございました子育て世代包括支援センター、こちらのほうについて簡単にご説明だけさせていただければと思います。

こちらにあるとおりなんですけれども、母子保健法で今まで行っておりました母子保健事業ですね。いわゆる保健センターで行っている健診業務とか、そういったところになりますけれども、そういった部分と子育て支援法ですね。そちらのほうでやっています子育て支援事業ですね。こちらについて、今まで母子保健と子育て支援というのが、部署も違ったりとか、場所も違ったりとかということで、なかなか連携した取り組み等ができていなかったという反省点が、それは全国的なものでありまして、児童福祉法と母子保健法の改正が行われまして、その子育て世代包括支援センターという概念が今、提唱されているというところなんです。これについては、平成32年度までに各自治体で事業実施することが努力義務としても課されているものであります。

内容としては、今ご説明した母子保健の部分と子育て支援の部分、こちらを切れ目のない支援を展開していくということになっておりまして、その中の一つが妊婦全数面接ですね。こちらのくにたち子育てサポート窓口で行っている妊婦全数面接などを通じて、生まれる前から支援のほうを展開して、子育て期にわたって支援を切れ目なく行っているといったものになっております。すみません。

【会長】 そうすると、妊娠期とか、そのあたりから、ずっと継続した形で寄り添っていただけるような窓口にしていこうという感じですかね。

【子育て支援課長】 そうです。

【会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。何かございますか。

【委員】 すみません、ちょっと質問いいですか。

【会長】 はい、前田委員、どうぞ。

【委員】 コメントの7に周知は足りているかというのがあるんですけど、それは何かはかってというか、どれくらい周知しているかとかというのがあるんですか。

【会長】 多分これ、それぞれ部署が違うので、足りているかなんていうふうに、事務局のほうでも、ちょっと感じているみたいなのところがあって、書いてあるんですね。

【事務局】 そうですね。もともと、このヒアリングさせてもらったときに、こちらで、こういったことが質疑に上がるのではという形で上げさせていただいてございます。

【会長】 そうすると、前田委員としても、何となく周知が足りているのかなみたいな思いがある……。

【委員】 そうですね。私は、ちょうどできたときに3人目妊娠して、ちょうどこの妊婦面接も受けたし、何だっけ。

【会長】 母子健康保健手帳。

【委員】 そうですね。もらって、1人目、2人目のときにはなかった、ちょっとカタログギフトがついていたりとか、何か、あっ、ちょっと変わったんだなというのを実感として感じているので、何となくわかっているんですけど。でも、多分そうじゃない人は、くにサポと言われたときに、わからないんじゃないかなというのがあります。多分、「子育て」と「くにサポ」が、「子育て」が抜けているので、くにサポと言われたときに、国立の何かのサポートなんだなというふうにしかならない人もいるかもしれないというのがあるんです。ただ、一括でここで、ここに行けば何か対応してくれるというのがあるというのは、手続関係見ても、すごい数が多いので、一括してやってくださるとい

うのはありがたいなと思います。

あとは、もらった意見なんですけど、私は、もらえるものはもらっておこうなので、カタログギフトはありがたくいただいたんですけど、お金の出どころによっては、別に要らないという人もいます。なので、一意見として、ご検討いただければと思います。

【会長】 そのカタログギフトというのは、具体的に言うと、何か。

【委員】 ちょっと子育てに使える。

【子ども総合相談担当主査】 よく引き出物などにあるようなものなんですけど、お子さんとお母さんに向けた。

【会長】 お祝いを兼ねてみたいな感じですかね。

【委員】 そうですね。お祝いを兼ねてみたい。だから、中で選べるものは、子育て関係のもの、子どもが使えるようなお洋服だったり選べるし、あとはママのためにというので、ハンドクリームとか、そういうのが選べたりと、わりと子育てに特化したカタログギフトではあるんですけど。でも、多分、それだけでも3,000円ぐらい、1人当たりかかっていると思うので、それを高いと見るか、安いと見るか、お金の出どころと、というのは。あっても、なくても。

【子ども総合相談担当主査】 お金の出どころに関してで、今、東京都の補助で……。

【委員】 ああ、そうなんですね。じゃあ、いいです。もらいます。都がいいと言ってくれているなら。

【会長】 市区町村自治体として、都に申請すれば使えるわけですので。

【委員】 ああ、なるほど。

【会長】 そうすると。

【子育て支援課長】 妊婦全数面接自体が29年度ぐらいから各自治体で始めたところなんです。なので、東京都が補助を出してくれて、事業始まったところなので、周知の意味も含めて、こういったギフトの費用を今、補助してくれているんですけども、29、30、31と進んできているので、いつまで補助があるかわからないということも当然、補助金なので、ありますので、そうしたところを見ながら、今後のあり方みたいのを改めて考えて。

【事業団設立準備担当部長】 お祝いの意味と、あときっかけづくりということ、それに続くというんですかね、そういう意味もあるので、大切なものだと考えています。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 その中身というのは選べるんですか、市区町村自治体で。うちはこういうものに、絵本に使いたいとか、何かいろいろ、そういうのは。

【子ども総合相談担当主査】 自治体ごとでの選定になっております。

【会長】 自治体ごとに考えることはできるみたい。その辺は、もし工夫の余地があれば、ちょっとあれかもしれませんけど。

【委員】 そうですね。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

多分こういう相談窓口って、国立市の中央に、このくにサポがあって、それで、ひろばがあったり、保育所があったり、いろいろ身近な場所に社会資源があるわけですけども、多分そういったところでも相談なんかは、相談機能を持っていたりして。逆に、でも、いろんな相談窓口があって、わかりづらくなっているなんていうところもあるのかもしれないし。

例えば吉田委員は保育所なんかでは一応、保護者に対する相談機能みたいなのを持っているとは思いますが、何かこういうくにサポに関して感じる事とかありますか。

【委員】 あくまでも園にいる保護者が多くて、あまり外からの……。

【会長】 ああ、相談というのはあまり。

【委員】 相談というのは、あまりないという感じですかね。保育園の入園に関しては、見学ですとか、そういう問い合わせはあるんですけど、細かいことに関しては、あまりないというのが現実ですかね。

【会長】 くにサポがあるから、そちら、どうぞなんていうところも、あまりないでしょうか。

【委員】 そうですね。

【会長】 ああ、そうですか。

【委員】 お答えできるところは、お答えしてしまったりしている。

【会長】 むしろ答えられてしまうということがありますかね。

【委員】 そうですね。はい。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

あとは、何かちょっと私が感じたこととしては、このアセスメントシートなんかを使って、つくって対応していくということになりますと、やっぱり、すごく大事な視点だと思うんですけども、すぐに介入が必要なかどうかということの判断材料になると思いますので、最近の児相のいろいろ問題がある中で、アセスメントシートの開発は大事だと思うんですけども。

このくにサポの相談対応の窓口を担当する人は、どういう専門性を持ってやっていかれるのか。結構さまざまな社会資源とのつなぎをしていくとなると、ソーシャルワークの働きなんていうのもすごく大事だし、でも、この子育て世代包括支援センターを見据えていくと、結構、保健師みたいな人が担っていくのかななんていうところもあるんですが、そのあたりは、今現状と今後どんなことを考えていらっしゃるんですかね。

【子ども総合相談担当主査】 現状ですと、今のコメントいただきましたとおり、保健師と社会福祉士と、あと心理をベースとしている社会福祉主事ですとか、そういった人間が対応しております。

【会長】 そうすると、母子保健の人もあるし、ソーシャルワーカーもいるしというふうにそろっているわけですか。

【子ども総合相談担当主査】 はい。

【会長】 ああ、なるほど。わかりました。

他にいかがでしょうか。

そうしましたら、さらにいろいろ事業もありますので、引き続き次のものもご説明していただきながら、また戻って、あの点もう少し、利用者支援事業のことですがなんていう感じでも構いませんので、次に行きたいと思います。

そうしましたら、引き続きまして、次の事業、妊婦健診ですかね。じゃ、次の事業についてのご説明をお願いします。

【子ども保健・発達支援係長】 私、子育て支援課子ども保健・発達支援係の児玉と申します。委員の皆様方には日ごろより大変お世話になっております。

私のほうからは、資料No.1-2、(3)妊婦健康診査事業について、簡単ではありますが、ご説明させていただきますと思います。

こちらの事業なんですけれども、妊婦の方の健康増進を目的としまして、妊婦の方に問診ですとか血液検査等の検査と保健指導というのをさせていただいて、妊婦の方の健康増進を図るということを目的として行っております。

具体的な運用としましては、妊婦の方が妊娠届をご提出された際に、母子バッグをお渡ししているんですけれども、母子バッグの中に、こちらの健診を受けていただくための受診券というのを同封しておりまして、母子バッグをお渡しする際に、そのご説明をしつつ、お渡しして、その後は、指定の医療機関さんがございますので、そちらのほうで受診していただくという流れで行っております。

これまでの流れとしましては、そういった形で、ここ数年間行っていたんですけれども、平成28年度までは母子バッグのご説明をするのが、事務の担当職員も含めて行っていたんですけれども、平成29年の7月以降は、専門職の保健師のほうで基本的にはご説明差し上げて、より丁寧な対応というところで心がけて、現在は行っている状況でございます。

簡単ではございますが、こちらの事業の概要は以上となります。

【会長】 ありがとうございます。妊婦健康診査事業ということで、全ての妊婦に対して行っていくということになりますので、確保提供量の妊婦全てということで毎年、それほど変わりなく展開しているということになっているのかなと思います。

そうしましたら、こちらの妊婦健診のことにに関して何かご意見、ご質問等ございますか。母子保健法に基づき、妊婦に対して定期的にしっかりと母子保護という観点から支援をしていくというような事業になりますね。

【委員】 これは国立指定の病院というのは、国立市内だけですか。

【子ども保健・発達支援係長】 国立市内の指定医療機関さん、3医院さんあるんですけれども、そちらでももちろん受けられますし、東京都内で指定医療機関というのがございまして、その指定医療機関であれば、国立市以外の都内の医療機関でも受診いただけます。

【会長】 妊娠届を出しますと、この支援が受けられて、自分で医療機関を選んでという形で行くわけですよね。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。

【会長】 その届け出というのは、国立市の場合ですと、ちゃんとみんな出しているというか。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。基本的には、妊娠届は、おおよその方には出している……。

【会長】 じゃないかなみたいな感じですかね。たまに予期しない妊娠とか、いろいろ、ゼロ日、ゼロカ月虐待死事例なんかあったりもしますけれども、そういったところは。

【子ども保健・発達支援係長】 そういった方を把握した場合は、こちらのほうでも、フォローが必要な方だと思いますので、健康上のアドバイスさせていただいたりですとか、病院さんをご案内したりですとか、そういった形でのフォローに努めるようにしております。

【会長】 なるほど。なので、妊娠届が出されたときも、ちょっと支援が必要なのかなというところが判断された場合には支援に乗っけていくみたいな。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。そういった点含めて、保健師のほうでフォローする体制で行っております。

【会長】 というような感じの事業ということですね。いかがでしょうか。

【委員】 国立で産めるのは、内野さんだけということですか。岡産婦人科さん、なくなっちゃっ

ているんですよ。

【子ども保健・発達支援係長】　そうですね、はい。

【委員】　それは少ない。

【会長】　足りているんですかね。どんな感じなんですか。

【委員】　どこで産んでいる人が多いんですか。

【子ども保健・発達支援係長】　そうですね。近隣ですと立川市さんとか府中市さんに大きい病院がございまして、そういったところで出産される方もいらっしゃいますし、23区のほうで出産される方もいらっしゃいまして、そこは……。

【委員】　里帰りもあるしという。

【子ども保健・発達支援係長】　そうですね。里帰りの方もいらっしゃいますし、いろいろな場合があるかと思います。

【会長】　さっきご説明いただきました、これとこれ、さっきの1個目とのつながりというのは、どんなふうになって……。

【子育て支援課長】　利用者支援事業ですね。

【会長】　ええ、そうです。

【子育て支援課長】　まさに母子手帳を交付する際に保健師のほうで全数面接させていただいているので、先ほどおっしゃっていただいたような、母子手帳を受けるのが、妊娠がわかったときにすぐ面接することになるんですけれども、時間がたってから母子手帳をというふうに来られる方もいらっしゃるんですね。そこは今までは事務のほうで渡していたので、なかなか支援につながるのが時間かかったりすることもあったんですけれども、そのときに必ず保健師面接させていただくので、そこからすぐ支援に入れるというところが一番、全数面接の効果かなと思います。

【会長】　という感じですかね。

【委員】　来るのが遅かったというのは、どういう人があれなんですか。

【子育て支援課長】　去年、実際あった人は、ほんとうに、もうすぐ生まれますみたいな段階で、母子手帳をもらいたいということでいらっしゃった方もおられたので。要は。

【委員】　勇気が出なかったということですか。

【子育て支援課長】　そうですね。いろんなご事情を抱えた方が中にいらっしゃるんで、なかなか母子手帳もらって健診を受けることがされずに、ほんとうに生まれるところ、もう直前まで来てしまったという方がいらっしゃったんですけれども。そこが、今までだと、ほんとうに何もせずに生まれてしまうということ、あったみたいですが、母子手帳を交付する際に保健師のほうにお願いさせていただいているので、そのときもすぐに支援のほうに入らせていただいて。病院とかも、ほとんど決まっていない状況だったので、病院もすぐ調整させていただいて、無事に生まれたとか。

【委員】　そういうぎりぎりでも、やっぱり保健師さんが専門的にいろいろ話して下さると、ちょっと安心するというか、産んだ後は、じゃあ、こっちに、何かあったら相談乗るからねと言ってくだされば、また違うと思うので。

【子育て支援課長】　そうですね。この妊婦の全数面接というのは、これからどんどん続けていくんですけれども、どんどんPRをしていって、何かあれば保健師のほうに相談に行きますよという形で周知をしていきたいなと思います。

【会長】　例えば予期しない妊娠なんかで、匿名相談みたいなものを希望される方もいるかと思う

んですが、そういったものは電話相談とか受け付けているのですか。

【子ども保健・発達支援係長】 現時点では、そういったご相談は受けていなかったかなと思います。逆にパンフレットなどで、“望まない妊娠どうしよう”というようなパンフレットなどがあるので、そういったものは目につくように組み込んでいます。

【会長】 ああ、そうですか。対面面接だと、自分の名前とか、いろいろ、今の状況では行けないのでということで、もしかしたら今の、もう妊娠直前の方というのは、いろいろ悩んでいた可能性もありますからね。ああ、そうですか。

他にいかがでしょうか。

【施策推進担当課長】 すみません、事務局が聞くのも変な話かもしれないんですが、ちょっと議論のあれになればと思います。特定妊婦の件数とかというのは何か出ていたりするんですかね。

【子ども保健・発達支援係長】 昨年度のほうでまとめている30年度のものなんですけれども、前田さん、今日お持ちなんですかね。

【子ども保健・発達支援係主査】 30年度の……。

【子ども保健・発達支援係長】 ちょっと部署のほうがかわってしまっていて、例えば今年度、31年度始まって、今年の話になって申しわけないんですが、4月、5月、6月のところで、大体月平均5件ぐらいです。特定妊婦というのが、なかなかイメージが湧きづらいかなと思うんですけれども、例えば支援者がお話を伺う中で、保健師に一任するんですけれども、例えば心配だなというご家庭が多いと思うんですね。多い場合は、例えば妊娠しました、相手が誰だかわかりませんですとか、妊娠しました、相手と連絡がとれなくなってしまいましたと。そこに何らかの支援があれば、またお話が違うかなと思うんですけれども、実家とも連絡をとりたくないです、とか。もちろん産む産まないというところの選択もあると思うんですけれども、妊娠届をとりたにいらっしゃる方は割合、産むということに気持ちが固まっている方が多いので、お子さんが無事生まれるようにとといったことで、受けただけで終わらず、継続的に出産まで保護する方々が、大体月平均4件ないし5件になっています。

【子ども家庭部長】 掛ける12カ月というのが大体。

【子ども保健・発達支援係主査】 そうです、はい。

【会長】 そうすると、まあまあ多いですよ、数としては。

【子育て支援課長】 年間で大体600件ぐらいあるんですね、母子手帳交付する方が。

【会長】 1割弱ですか。

【子育て支援課長】 そうですね。そのぐらいです。当然、支援の必要度合いもありますけれども、心配な妊婦さん、支援が必要な妊婦さんが大体。毎月毎月、妊婦全数面接をやらせていただいた中で、そういった心配な方について、進行管理というか、会議のほうを行っています。保健センターの保健師と、先ほどご説明したくにサポの保健師と子ども家庭支援センターが入った中で、ゆりかご会議と呼んでいるんですけれども、確認の会議というのをさせていただいているので、そこに上がってくるのが大体、月に4件から5件ぐらい。

【会長】 そうすると、例えば、いろいろご相談を受ける中で、今現在はアセスメントシートは作成していないと。ただ、個人面談表みたいなものは作成をしているわけですね。

【子ども保健・発達支援係主査】 アセスメントシートございます。保健師領域のほうで、開設する前に、保健センターのほうと一緒に作ったアセスメントの。

【会長】 じゃあ、それを上げて議論するみたいな感じになるんですか。

【子ども保健・発達支援係主査】 そうですね。

【委員】 すみません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 その相談に来られる方って、お一人で悩んでいるんですか。それとも、何か家族と一緒に来るとか。割合的に、どんな感じですか。

【子ども保健・発達支援係主査】 悩んでいらっしゃる方ほど、お一人でいらっしゃるかなという感じではございます。

【委員】 それは相談できる人がいないのか、相談できない。わからないですけど、家族がいないとか、そういう状況なんですか。

【子ども保健・発達支援係主査】 ご家族いらっしゃるんですけども、そもそも従前の妊娠以前からのご家族の関係性が不調となっているですとか、そこが一番大きいでしょうか。例えばパートナーの方とうまくいかなくても、原家族のほうが、その支援体制がつくっている良好な関係であれば、こちらとの対応も違ってくるのかなとか。

【会長】 そうすると、ほんとうにいろいろ複雑な課題が透けて見えてくるわけですけども。

【委員】 そうすると、ますます何か、そこ重要というか、そこがすごく大切なんだなということ、すごくよくわかる支援ですよ。

【会長】 そうすると、母子保健領域での支援ということも当然必要ですし、あるいは出産一時金とか、いろいろ支援もあるんですよとか、家族関係の調整をするなんていうことになると、少し社会福祉士みたいな人の役割が、かなり大事になってくるみたいなのところもあるんでしょうか。

【子ども保健・発達支援係主査】 お金の問題が、やはり大きいですので、その出産に当たる場所、出産をしていただくような形での助成金のような制度もございますので、そういったご案内もしております。

【会長】 そうすると、こういう窓口があって、ちゃんと支援をしてくれるんだということは、さっきの周知の問題にも行くと思うんですけども、やっぱりしっかりと、そういう孤立している人に情報として伝えていけるようになると、伝えているのかもしれないけれど、いいですよ。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

そうしましたら、また次に行きながら。多分いろいろ重なり合っていると思いますので、また戻っても構いませんので。これも関連してきますね。じゃ、乳児家庭全戸訪問事業についてのご説明をお願いいたします。

【子ども保健・発達支援係長】 続きまして、資料No.1－3、乳児家庭全戸訪問事業につきましてご説明させていただければと思います。

こちらの事業につきましては、出生後3、4カ月の全ての乳児のいる家庭を専門職のほうで全戸訪問する事業となっております。こちらの乳児家庭全戸訪問事業とあわせて新生児訪問というのも行っておりまして、そちらとこちらの乳児家庭全戸訪問事業、両方あわせて、実施率はおおむね約98%ということで、ほぼほぼ全てのご家庭をフォローできている状況となっております。

なお、新生児訪問事業とこちらの事業の違いとしましては、新生児訪問事業のほうが、より細かいところまで確認させていただいてまして、主に助産師のほうで訪問させていただいて、赤ちゃんの体重測定ですとか、発育状況の確認といった、そういったところまで、より細かくフォローできる事

業になっております。

一方で、こちらの乳児家庭全戸訪問事業につきましては、こちらは新生児訪問を若干簡略化したようなものになっておりまして、例えば、もうお子さんがいらっしゃるご家庭で、第2子以降で、そこまで時間かけなくても大丈夫ですといった、そういった方につきましては、若干その内容を省略しました、こちらの事業というので対応しております。

いずれにしろ、新生児訪問とこちらの事業あわせて、ほぼほぼ全数の方をフォローできているのが現状となっております。

これまでやり方を改善したところとしましては、平成30年の6月以降は、事前にアポイントメントをとった上で訪問をするように、より丁寧な対応を心がけております。それ以前は、アポイントをとらないで直接行くこともあったんですけども、ご迷惑になるようなこともありましたので、現在は、より丁寧な対応ということで、アポイントをとった上で対応させていただいております。

簡単ではありますが、以上が概略の説明となります。

【会長】 ありがとうございます。これは、そうしますと、新生児訪問があつて、さらに、通称で言うと、ここに書いてある、こんにちは赤ちゃん事業ということで、2回行くわけですね。

【子ども保健・発達支援係長】 新生児訪問をご希望された方につきましては、その1回で状況をもう確認させていただいているので、新生児訪問まで丁寧に、そこまでは不要ですという方につきましては、新生児訪問ではなくて、こちらの、いわゆる通称で、こんにちは赤ちゃん訪問事業と言うんですけども、こちらの事業で訪問させていただくという、そういった形になっております。

【会長】 わかりました。すみません。ということですけども、この事業に関してはいかがでしょうか。

これは前田委員なんかは、ご経験はおありですか。

【委員】 やりました。

【会長】 ああ、そうですか。

【委員】 来ていただいて、母乳が出ているかとか、そういうのを見てもらったりとか、困ったことないかとか。上に上がっていただくので、家が多分、荒れていないかと言うとあれなんですけど、家のことまでできているかなとか、家事、誰がやっていますかとか、何かそういうことまで気にかけて……。

【会長】 いろいろ、ぐいぐい聞いてくる。

【委員】 ぐいぐい来てくださって。私なんかはありがたかったんですけど。上の子がいたら上の子とも、ちょっと話し相手になってくださったりとか、ものすごい温かくやってくさって。

【会長】 何分ぐらいなんですかね。

【委員】 30分ぐらいなんですけど、訪問時間でいったら。でも、すごく丁寧にみてください、ありがたかったんですけど。この出生通知票というのは多分、郵送してですよ。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。母子バッグに返信用封筒。

【委員】 入っているものを多分郵送して、いつがいいですかとかという連絡が来るんですけど、それが、新生児抱えていると、外に行くのが出られないじゃないですか。産後1カ月ぐらいは大体、お母さん、家の中にこもっていて、お父さんにポストインお願いとかってできればいいけれども、そうじゃない人は、例えば電話でも大丈夫ですよとかしてくださるとありがたいのかなという。多分、自分の家の、確か地図描いて、この辺ですというのをちゃんと伝えて郵送して、そうしたら連絡が

かってきて、いついつ行けますみたいな流れだったと思うんですけど。住所と電話番号と名前だけ言って、できるだけ早く来てほしいですとかというのでも対応して下さるといのが事前にわかっていると、気楽かなという気はします。

【会長】 現状ですと、通知票を郵送して、向こうから電話が来るのを待つみたいな感じなんですね。

【委員】 そうですね、はい。

【会長】 でも、早く来てほしい人は電話でも対応していただくありがたいという感じでしょうか。

【委員】 そうですね。

【会長】 そういうケースなんかはあるのでしょうか。

【子ども保健・発達支援係長】 そこにつきましては、必ずしも出生通知票が返信されてこないから、こちらは何もできませんということではなくて、ご連絡いただければ、こちらのほうで状況とかをお聞きできるので、ちょっと状況が落ちついた段階で、その出生通知票を、また後日出していただくとか、そういった対応はできますので、そこはご事情に応じて対応できるかと思えます。

【会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【委員】 この課題に、すみません、看護師は体重計測しないため助産師を希望する声があるというのは、看護師さんは何でだめ、体重計測しないんですか。

【子ども保健・発達支援係長】 計測ができないわけではないんですけども、助産師のほうが計測をした上で、より。

【委員】 体重の増加とか見てくれるんですね。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。より専門的なところではあるので。なので、この助産師の訪問をご希望ということでしたら、こちらのほうで調整して、助産師のほうで訪問したりとか、そういったこともできますので。

【委員】 なるほど。わかりました。

【会長】 他にいかがでしょうか。

実施率は98%ということで、1%ぐらいに関しては、この裏面のあれですかね。コンタクトがとれない方なんていうところになるのでしょうか。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。はい。例えばなんですけれども、外国人の方ですとか、もう出国してしまったりですとか、そういった方については、こちらでもいかんともしがたいとか、そういった、あくまで例外的な方なので、基本的には、ほぼほぼ全数の方、今、ご連絡がついて、こちらのほうで訪問等の対応はさせていただいているかとは思えます。

【会長】 先ほど何か特定妊婦の話がありましたが、この段階で、特定妊婦に該当するような赤ちゃんがいるわけなんですけれども、そうなった場合には特定の、例えば専門職が担当として少し見守っていくみたいな、そういう感じにはなるんですか。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。保健師のほうで地区担当で担当を割り振っていますので、地域の担当の保健師が継続的な形で、いろいろご相談に乗らせていただいたりですとか、アドバイスというわけではないんですけども、相談に乗らせていただいたりとかしておりますので、地区担当の保健師のほうで。

【会長】 地区担当がやるという感じ。

【子ども保健・発達支援係長】 そうですね。継続的にフォローさせていただいております。

【会長】 ああ、そうですか。はい。どうぞ。

【委員】 ちなみに、この新生児訪問は主に助産師、こんにちは赤ちゃん事業は主に看護師とあるので、これは別の方が来られるんですよね、それぞれ、きっとね。同じ方ではなくて。ちょっと引き継ぎをされて行かれるのかな。何か私は、この時期は杉並区のほうにいたんですけれども、やっぱり二、三回。結構、私、ちょっと産後鬱だったところもあって、三、四回来てくださったんですけど、そのときに。

【会長】 同じ方が。

【委員】 同じ方が来てくださったんですよね。途中、でも1回かわったかな。でも、すごくきちんと引き継ぎしてくださっていて。やっぱり同じ方が訪問してくださると、結構安心するというのは、自分があったんですね。ただ、それは完璧には難しいところだと思うので、うまく引き継ぎがされているのかなというところがありまして、ちょっと質問させて……。

【子ども保健・発達支援係主査】 子ども保健・発達支援係の母子保健担当しております保健師の前田と申しますが、今、妊娠期からの抱えということで、妊婦の全数面接をするようになってから、やはり、そういうリスクが考えられるようなお母様方には、その時期から地区の担当保健師がかかわることが増えてきております。実際に、やっぱり産後鬱というところが増えてきているかなと、印象としてはありますし、いろいろ機関から連絡が直接、もう退院前だったりとか、妊娠期の時点から連絡が入ることもありまして、その時点から地区の担当の保健師がかかわるようになっていまして、出産したというのがわかれば、助産師と一緒に同行で訪問ということはありますし。

【委員】 そうなっているんですね。わかりました。

【子ども保健・発達支援係主査】 例えば、そこまでなかったとしても、ちょっと助産師が行って、助産師のほうも、もちろん、そういった研修とか教育受けておりますので、同じ助産師に、もう一度行っていただくということもしますが、その次は地区の担当の保健師も一緒に行ってという形で、同行という形では対応しております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

そうしたら、ちょっと時間の関係で、さらにまた次のところのご説明をお願いしたいと思いますが、一時預かり事業ということで、よろしく願います。

【待機児童解消対策推進担当係長】 では、一時預かり事業、資料No.1-4をご覧くださいければと思います。私、児童青少年課で待機児童解消対策の担当をしております赤尾と申します。よろしく願います。

一時預かり事業、ここでは幼稚園の来園児の預かりについて資料をつくらせていただきました。4年間の実績の欄をご覧くださいければと思うんですけれども、27年度から31年度まで実績のほう入れさせていただいています。計の欄を見ていただくと、右肩上がりが増えていく様子が見えるかなと思います。

ただ、この表、1点だけ、すみません、注意といいますか、表のつくりが悪い部分がございます、表の下の説明書きの括弧の中ですね。「なお、保育支援型幼稚園事業を実施していない市内幼稚園については、市による預かり保育の補助をしておらず、東京都が直接園に補助している」と書きました。

ここはちょっと詳しく説明をしますと、市内の幼稚園、ここに載っています幼稚園以外の園は、都が直接補助をしているということで、私どものほうで、この利用人数とかを把握できない状況でございます。そういった形で少し、まるで、この載っていない園は何もしていないのかと見えてしまうと思うんですが、そういうわけではないということは1点ご注意くださいと思います。

全ての市内の保育園で、今は一時預かり事業を実施しております、短時間志望の方であれば、例えば3歳から幼稚園に預けて、この一時預かりを使ってパートタイムに出るとかいう形で、保護者の方への支援につながられているのかなと思ってございます。

裏面にお進みいただければと思います。課題と書かせていただきましたところでございますが、なかなか幼稚園のほうで、今まで教育時間の外のところで新しく預かりをするということになりますので、そこで預かる保育士、もしくは教員の確保ということが難しい。それがゆえに時間の拡大をというふうに私ども呼びかけても、ちょっとそこまではというようなお声があったりすることがございます。この辺が、今後広げていくに当たっては課題になってくるのかなとは思っています。

次年度に向けての方向性という欄でございますが、実は10月から幼児教育の無償化、施行されますけれども、この制度においては、この幼稚園の預かり保育と言われる部分も無償化の対象となつてまいります。そのことによって、利用される保護者の方、増えてくるようなところもあると思いますし、園のほうとしても実施しやすくなる面があるかと思っておりますので、これを契機に、やはり今後も拡大を図っていききたいというのが市の考えでございます。

あわせて、ただ単に時間だけ伸ばすわけではなくて、保育内容の充実。預かり保育といっても、ただお子さんがそこにいて見ているだけでは、幼稚園がやるものとしては不十分かと思っておりますので、そういったことについても充実させるような形で対応を広げていききたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。これまでの事業も、やっぱり計画初年度と比べると結構発展してきているわけですが、こちらの一時預かり事業も、この表を見ていただきますと、平成27年度と比べますと、全体としては、かなり一時預かりというものが増えて、そういうニーズにも応えられるようになってきているというところが見てとれるかなとは思っています。

それでは、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 一時預かり事業の時間帯って、何時から何時まで。

【待機児童解消対策推進担当係長】 園によって異なるんですけれども、一番充実している園では、いわゆる保育園さんと同じような形で、朝8時半とかから夜7時半ぐらいまでというような園が、一番充実している園かなと思います。

【会長】 そうすると、ほんとうに朝のほうも延長して、後半も伸ばしてみたいなところもあるみたい。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。ここに載っています富士見台幼稚園さんなんかは、そういった形で、大分長い時間。朝7時半から6時半までですね。失礼しました。1時間間違えました。

【会長】 そうすると、なかなか普通の保育園とそう変わらないというか、あれですね。預かり時間としては。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【委員】 すみません。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 10月からの無償化で、預かり保育も無償化の対象となるというのは、どういう感じで無償になるんですか。多分、今、1時間幾らとかで預かり保育申請して、お金を払ってという感じだと思んですけど、例えば親の、極端な話、美容院に行きたいから預かり保育お願いしますという人もいれば、仕事だから預かり保育をお願いしますという人もいないですか。その辺は、どういう対応になるんですか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 まずご質問にお答えをしたいと思います。今回、無償化の形で預かり保育が補助が出ますのは、お仕事があって預かり保育を使われる方のみになります。今、例で挙げられました美容院に行かれるためとか、ちょっとリフレッシュしたいからという形で使う方については、これまでどおり、ご自分の自己負担で利用していただく形になります。

いわゆる上限額というものが設けられておまして、1万1,300円が最大の月額という形になりますが、そこまでの範囲内においては、国と市の負担で補助させていただくという形になってまいります。

【委員】 申請は自分がする。それとも、何か会社から証明書出してもらってとかなんですか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 就労の証明というのは、保育園と同じで、会社から証明書を出してもらう必要があります。それを審査させていただいて、じゃ、この方は保育の必要性があるお子さんだということをして市のほうで確認させていただく、認定という作業があります。その後、実際に使った時間が何時間だったんで幾ら下さいねみたいな請求を、保護者の方から私どもに上げていただいて、それに応じて、じゃあ、この補助金ですという形で、お振り込みさせていただくという流れに……。

【会長】 後から支払われる。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうです。後から支払う形を、今のところ考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【待機児童解消対策推進担当係長】 あわせて、無償化について簡単に制度の概略を説明をさせていただくほうがよろしいですか。

【会長】 しますか。じゃあ、ちょっと簡単にお問い合わせできますか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 もしよろしければ、追加で申しわけないんですけど、資料を持ってまいりましたので、お配りいただければと思います。

【会長】 その説明を受けた上で、またこの事業について。

【待機児童解消対策推進担当係長】 すみません、お時間が少ない中なんですけど、無償化の制度はなかなか、決まったばかりで、市民といいますか、国民といいますか、皆様への周知というのも追いついていない状況がありますので、この機会をかりて、委員の皆様にもご説明させていただければと思います。

この資料、実は国のほうから配られて、適宜市のほうでカスタマイズして市民の方に配って下さいねということで、ホームページにも公開されている資料でございますが、まだ私どものほうではカスタマイズいたしていないんですけども、簡単にまとまっているかなということで、説明でございます。

主な対象者は幼稚園、保育園、認定こども園を利用するお子さんのうち3から5歳の全ての子ども

ということになってございます。幼稚園の場合には2.57万円、2万5,700円までが上限として補助をされるということになってきます。

黒丸3つ目のところ、書いてあるんですけれども、通園にかかる送迎費とか、食材料費とか、こういったものについては、これまでどおり保護者の負担ということになってまいります。保育園のほうも、今後、副食費ということで、おかず代については、今までも実は保育料に入って徴収しておったんですが、ここのところは残って、お支払いをいただくという形になってまいります。

2個目の白丸のところですが、0から2歳のお子さんについては、住民税非課税世帯のみになりますが、同じような形で無償化ということになってきます。

対象となる事業は、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育等々ということで、基本的には多くの認可施設と言われるものは、ほとんど対象になってくるということで、ご理解いただければと思います。

裏面のほうに、すみません、駆け足ですが、進ませてもらえればと思いますが、先ほど申し上げた預かり保育は、ここの上のほうに書いてございます。対象になるには、先ほど申し上げた保育の必要性の認定というのを受けていただく必要がございます。受けていただきますと、利用日数に応じて最大で1万1,300円まで無償化といえますか、補助という形で出させていただきますこととなります。

その他、認可外保育施設に入っているお子さん方についても補助ということが出てまいります。同じく、これも保育の必要性があるお子さんだけになってしまうんですが、3から5歳のお子さんたちについては3.7万円、3万7,000円までの範囲で無償化ということになります。この3.7という数字は、全国の認可保育園の利用料の平均ということで、このように設定されたと聞いてございます。

認可外保育施設、いろいろあるんですけれども、例えば認証保育所なんかは東京都内に幾つかあったりします。このほかに一時預かりとか病児保育、ファミサポ事業なんかも対象となってきますので、保育の必要性や認定を受けたお子さんであれば、ファミサポの事業の預かりを使った場合にも補助が出るよということになってございます。

大変概略の概略にはなってしまうんですけれども、無償化というのは、こういう形になってございますので、この後にも、いろいろ保育園の話が出てまいりますので、その中でも無償化、またご質問いただければ、お答えできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 要点を説明いただきましたけれど、1個1個見ていくと、いろいろ問題もあって。例えば食育なんていうふうに言われているわけですから、食材費は何で取るんだとか、あとベビーシッターの質の問題からすると、まず質向上が先行するべきじゃないとか、いろいろあるとは思いますが、一応こういう仕組みが、無償化ということでスタートしようとしているということになるかなと思います。ありがとうございました。

じゃ、先ほどの事業とも含めて、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

さっき、いろいろご質問いただきましたように、一時預かりですと、利用要件はかなり幅広く設定されているわけなんですけれども、ただ、これだけ増えてくると、後で話が出てきますが、国立市の待機児童がまだ出ている中で、こういうふうに幼稚園の一時預かり事業によって、少し待機児童の解消に役立っているんじゃないかみたいな実感というのはございますか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい。実際に2歳児までの保育園というのが市内には幾つかあるんですけれども、そこを卒園したお子さん方で、そのままほかの保育園に進まれるんじゃなくて、

幼稚園に行きますという方のお声は聞いたことがあります。

【会長】 ああ、いますか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい。そういう意味では、そういった方が、待機児童の解消にも役立っているとも思いますし、今後も、そういう意味で、幼稚園さんにご協力をいただきながら拡充していきたいと思っています。待機児童対策の一環としてもやっていきたいと思っています。

【会長】 どうぞ。

【委員】 一時預かり保育は、時間だけじゃなくて、保育園は休みがないですけど、夏休みとか、冬休みとか、そういうところも含まれているということですか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 おっしゃるとおり、今のご指摘、非常にごもつともなご指摘で、幼稚園さん、基本的には長期休みという、夏休みあったり、冬休みあったりがあるかと思えます。そこについても実施をしている園もあります。そこについて実施できていない、まだそこまで手が回っていないというような幼稚園さんもございます。長期預かりのところもフォローができないと、なかなか就労している方は難しいというお声もありますので、今後の課題かなと思っています。

【会長】 そうですね。そこがないと、何か就労支援にはならないみたいなところはありますよね。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。

【委員】 私も今ご質問あった幼稚園が預かってくださるというのはすごくいいなと思いますけれども、やっぱり絶対、長期休みのところが気になって。そこ、でも、どうやっていらっしゃるんですかね。幼稚園の先生が何とかやりくりして。長期間、夏休み、春休み、冬休みは、どうやって人材を補給しているというか、やっているんですか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 やっている園ではということのご質問ですよ。今までの先生方でやりくりをしてという園もちろんございますし、新たにというような、やはり、それだけでは手が足りなくてということはあろうかなと思います。

【会長】 そうすると、かなり園の側も発想の転換をして、そういう部分の必要性みたいなことも認識して、いかに既存の園の先生方といろいろ、働き方とか協力も仰いでやっていくのか、新しく、裏に書いてあるように保育士の確保みたいなのも含めてやっていくのかということはあるのかもしれませんけれども。そのあたりは、ぜひ担当の課としていろいろ、そういう方向性に行くような形での促しみたいなのをやっているかとは思いますが。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい。園としても、やはり、こういうことを実施していくことで魅力向上になるかという面もあろうと思っておりますので、そういったことなんかもお話ししながら協力を求めていきたいとは思っています。ただ、園としても、もちろん経営の話もございまして、そういった中でのバランスというのもあるのかなとは思いますが、拡充を求めていくという方向性では考えていきたいと考えています。

【会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。無償化の部分でも構いませんけれども、後の話とも関連してきます。よろしいでしょうか。

じゃ、続いて、次は病児保育事業ですかね。よろしくをお願いします。

【待機児童解消対策推進担当係長】 では、資料1-6というのが病児保育事業でございます。こちらのほう、ご覧いただければと思います。

延長保育事業は1-5で入っておるんですが、後の待機児童の關係にすごく関連が深いということ

で。

【会長】 最後に回しますか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい。最後にということですのでさせていただければと思っておりますので、先に病児保育のほうをやらせていただければと思います。病児保育事業、読んで字のごとく、お子さんが病気にかかったときに保育をする事業となっております。

4年間の経過、実施ということで申し上げますと、この実施形態のところに書いてありますとおり、この4年間、1カ所6名ということで、ずっと進んでまいりました。ただ、31年度から定員を7名に拡大をさせていただいてやっていくということで、少しですが、膨らませてございます。

裏面のほうをご覧くださいと思います。一番上に四角で書かせていただきましたけれども、病児保育室、実は少し設備が古い部分があったりとか、衛生上の課題。特にトイレが実は1カ所しかなくて、病気の感染症を持っているお子さん、まだ病気になっていないお子さんと病後のお子さんと同じトイレを使うということが感染の拡大につながってしまうんじゃないかという懸念も、実は言われていたところがございます。この辺につきましては、ちょうど30年9月、この間の9月でございますが、病児保育室の移転整備ということで、同じビルの2階から1階に移っただけではあるんですが、このときに広さを広げたりとか、その辺のトイレの改修なんかもさせていただいて、設備の改修、課題の解消をさせていただいたということも、この4年間の実績の一つかなと思います。

今後の課題としましては、まず確保提供量のところがございます。表だけ見ると、実は提供量に対して実績が少なく見えて、十分じゃないかと思ってしまうんですが、病児保育の性質上、やはりインフルエンザがはやるような時期に、このピークのときに合わせて定員7人を確保しておかなければいけないということがございます。ピークのときに満員になっているかどうかというのが、実はかなり大事な提供のポイントでございます。ここまでの実績では、流行期には定員が6人、7人が満員になることが多かったという実感といたしますか、データがございます。このことから少し不足気味ではないかと、市としては思っているところがございます。

また、直前キャンセルというのも課題としてございまして、直前に、使うつもりだったんだけど、朝お子さんの熱が下がったので、やっぱりいいですよというようなケース。これは、どうしてもあるとは思いますが、そうすると1人あいてしまって、その時間からすぐ預けたいという方も、やっぱりいらっしやらないので、枠があいちゃうという、もったいないといえますか、というような問題もございました。というところが2点目でございます。

3点目は、2カ所目の設置と書かせていただきましたけれども、現在まだ1カ所でございますので、ここについては2カ所目設置というのが、利便性の観点から必要だろうということは思っております。前回の計画のときから2カ所目設置ということで考えておりましたけれども、実は、この4年間の間、1件、事業者から提案があつて、設置についての検討、進んだ事例があつたんですが、病院との連携というところが少し課題となりまして、そこがクリアできずに、最終的にそこは計画倒れに終わってしまって開設できなかったという例がございます。ちょっと難航はしているんですけども、引き続き2カ所目につきましては、近隣の事業者とも情報共有なんかもしていながら進めていきたい、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ピーク時の対応の課題とか、あと地域性の課題なんかがあるわけですけども、7名体制にしていくというご報告でした。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 すみません、この直前キャンセルの課題というので、例えば前日までに、使ったことないのでわからないですけど、明日使いたいですとかという予約をするという感じなんですか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね、はい。

【委員】 その時点で電話したら、もう定員いっぱいなので、だめですと言われるということですよ。

【待機児童解消対策推進担当係長】 ということがあります。

【委員】 もしそこで、定員いっぱいなはずだったんだけど、直前キャンセルが出ちゃったといったときに、キャンセル1番みたいなのはあるんですか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 キャンセル待ちとか。

【委員】 待ちみたいな。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい。申し訳ございません、ちょっときちんとそのところ、私が把握できておりませんで、調べて後ほどご回答ということでもよろしいでしょうか。

【委員】 もし何かね……。

【委員】 すみません、これ、つくしんぼですよ。

【待機児童解消対策推進担当係長】 つくしんぼ、そうです。

【委員】 実は私もほんとうに、ちょっと感情的になっちゃいけないんですけども、つくしんぼ、今も利用しているんです。私、小金井市に住んでいるんですけども、小金井市の病児保育は、ちょっといろいろと、場所もあまり利用しにくくて、私、国立市に勤めているものですから。私、国立市のさくらっこ保育園という認証保育園にも2年間通わせていたんです。なので、その関係で、つくしんぼさんを利用させていただいて。医療生協が運営されている病児保育で、本来、国立市の住民の方の病児保育事業のためなのに、ほかの市から使っていて大変恐縮なんですけれども、ものすごくつくしんぼは、ほんとうにお世話になりました。ほんとうに心からお礼をいつも言っているぐらいなんですけど。

それで、キャンセル待ちは1番、2番とつけてくれます。今、インターネットの予約もさせていただいて、電話ができないときはインターネットの予約ができて、入れないときもあるんですけども、そのキャンセル待ちの電話をかけた順番に、お知らせいただいています。お電話いただいています。とても誠実な対応で、枠も増えましたし、今年も私、一度利用しているんですが。新しくなってから。ほんとうに国立市の方も利用ができる幅が増えればいいと思いますし、他市に住んでいて恐縮なんですけれども、新しい施設になって、トイレも別で、一般室と隔離室というふうに分かれていて、隔離室のほうに、インフルエンザであるとか、流行性の。

【子育て支援課長】 リンゴ病とか。

【委員】 そうですね。子たちは集められて、そういうのがうつる可能性のない子たちは一般室に。

【委員】 じゃ、何人かで過ごすという感じ。

【委員】 そうです。何人かで過ごすことができます。なので、そこも分けられていますし、看護師さんが定期的に検温をして、状態を見に来てくださっているんで、私は安心して預けられるところだと思っています。もう一カ所できるとしたら、いいんじゃないかなと思いますし。ただ、国立市の住民の皆さんが、どれだけ利用されるのかというところは、いろんな地域性もあるので、私も一概に言えないとは思いますが。ただ、利用させていただいている面から、非常にありがたいです。

熱が出て1日、2日は何とか仕事のやりくりをして休むんです。主人とも相談して。でも、1週間

休まなきゃいけないんですよ、おたふく風邪、インフルエンザ、あと流行性の感染症は。1週間仕事を休むって、結構つらいんですね。主人とやりとりしても、主人も、やっぱり忙しい時期ってあるので、そこで、1週間預ける気は全くなくて、その中の後半の2日間とか3日間、病児保育で預かっていただけると、お医者様もいらっしゃるし、看護師さんの定期的な検診もあって、私はとてもありがたかったです。

【待機児童解消対策推進担当係長】 すみません、丁寧なご感想等、大変ありがとうございます。

【委員】 まさに今利用しているので。ありがとうございます。

【委員】 キャンセル待ちの、あるんだったら、課題もクリアというか、十分に考えてくださっているんじゃないかなと思うので。多分、2カ所目ができるんだったら、南武線沿って希望されている方が。

【委員】 それはあるかもしれませんね。

【委員】 多いとは思いますが。ただ、医療機関との連携というのをおっしゃっていたので、なかなか難しい問題ではあるのかなとは。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。つくしんぼについては、先ほど佐藤委員からお話があったとおり、医療機関と併設になっていますので、すごくそこはしっかりされている。他市なんかを見ますと、保育所に併設という施設もあるんですけども、なかなか医療機関との連携が難しいと、病児は難しくて病後児だけなんていうようなことがあって、私どもとしては少し足りないんじゃないかという思いもあったりしますし、やはり医療面での課題というのは、きちんとしたものを整備していきたいという思いはございます。

【会長】 吉田委員、どうでしょうか。

【委員】 この直前キャンセルについて、ちょうど今週利用している保護者の方がいらっしゃって、キャンセルの電話が早くかかってくれば、電車に乗っていても、すぐ降りて、向かって、預けたいというお母さんたちもいらっしゃるといいますか。キャンセル待ちは、9時過ぎとか10時になっちゃうと、今さらもうというか、もう会社にも行っちゃっているのです。

【会長】 直前であれば。

【委員】 8時前とかには、もうかかってきていたらしいので、今、三鷹だけ戻って預け直すという。やっぱり保育園で電話で途中で戻って、昼ぐらいに戻ってきてと言われるよりは、病児で6時ぐらいまで預けたいというお母さんたちがいらっしゃるので、早目にキャンセルの電話がかかってくれば預けたい方は、きっとたくさんいらっしゃるのかなという気はしますね。キャンセルしてくださる方が早目に連絡くださって。

【委員】 そうですね。

【委員】 インターネットも使えるようになっているのであれば、くだされば、利用される方、待っていらっしゃる方は利用しやすくなるのかなと思うんですけど。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。定員拡大をした部分で少し、その分、直前キャンセルであきが出ちゃうというのをカバーできているというところもございますし、また、今いただいたようなお話で、利用者の方にも、キャンセルの場合には早目に連絡をとすることは周知、今後もしていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

【会長】 他にはいかがでしょうか。

実績で見ますと、28年度からはちょっと減ってきて、30年度、結構減ってきていますけれども、

これ、コメントに書いてある近隣市の設置状況みたいなものが影響しているのかどうかということと、あとは、例えばあきがないといった場合に、ほかの近隣市の病児・病後児保育、そっちもあきがないかもしれませんけれども、を紹介してくれるとか、そういうことはあるんでしょうか。その2点。

【待機児童解消対策推進担当係長】 近隣市の状況につきましては、28、29、30、調べたんですけれども、特に増えているということはありませんでした。30年度、なぜ減ったかというところは、病児保育室のほうに、運営者のほうに確認をしても、皆さん健康だったと思いますということでごさいます、なかなか何でというのは把握はできてはいないんですが、今後も推移なんかを見ながら詳しく考えていきたいと思っております。

【会長】 どのぐらい流行したのかみたいなことも、きっと影響すると思いますからね。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。

【会長】 感染症も。

【待機児童解消対策推進担当係長】 30年度、そんなに流行しなかったわけじゃないと思うんですが、期間は、もしかしたら短かったのかもしれないなとは思いますが、その辺は、もう半分推測になってしまうんですけれども、そんな状況でごさいます。

【会長】 他にはよろしいでしょうか。

じゃ、続いて、次の12番になりますかね。1-7のほうをよろしくお願いします。

【待機児童解消対策推進担当係長】 続けてご説明させていただきます。その12番の実費徴収に係る補足給付については、事前に資料送付ができませんでしたので、少しお時間をいただきながらご説明させていただければと思います。

事業の概要のところごさいますけれども、こちらについて説明でごさいます、幼稚園とか保育園で保育料のほかに少し上乗せ徴収ということをする場合があります。教材費であるとか行事にかかる参加費なんかが中心であるんですけれども、そういったものを実費でいただく場合があると。ここについて、低所得者ですと負担が厳しいというケースが想定されますので、そこについて国や都、市のほうから補足的に給付をする、補助をするという制度が、この12番の事業でごさいます。

27年度の現行の計画を策定した時点では、市としては実施しておりませんで、今後検討していきますということは各方策で申し上げた内容でごさいました。

この4年間の実績のところでごさいます。一番上に黒丸で書いたとおり、実績ごさいません。制度化をしていない状況でごさいます。その理由というのは、少し飛びますけれども、3個目の黒丸ですね。市内の認可保育所は、結果的には教材費というものを、なかなか実費で徴収、上乗せはしておらず運営をしてきていただいています。

幼稚園につきましては、この4年間、低所得者に該当するような方が在籍しておりませんでした。結果、対象者がいないということで、対象者がいなければ当然、補助の実績もないという形になってごさいます。

続けて裏面でごさいます。次年度に向けての方向性と書きましたけれども、実は次年度といいますか、この10月の無償化に合わせて、この補足給付についても状況は変わってまいります。

先ほど少し触れましたとおり、無償化に際しまして1号、2号の認定のお子さんについての副食材料費、これ、おかず代ですね。おかずの材料費については無償化がされないと。今後、各園で実費徴収されることになる、そんな制度になりました。

とはいっても、やはり保育園に通っているお子さんの中でも低所得の方とか、多子世帯の方は、何

人もお子さんがいて大変だということございますので、そこについては負担軽減が図られるということで、年収360万円以下の世帯と第3子については、このおかず代については取らないという形で、法で定められたところがございます。取らない分、園のほうに負担が行ってしまうといけませんので、そこについては公定価格ということで、国と市から支援といいますか、額が園のほうに行くという形でございます。

3つ目の黒丸ですけれども、これと公平というか、均衡になるように、未移行の幼稚園、新制度に乗っかっていない幼稚園さんに対して、通う、そこの園児さんについても、同じように副食材料費の補足給付を始めていくということが国のほうから示されてございます。年収360万円以下の世帯についてのおかず代、もしくは第3子についてのおかず代については、保育園に行っている方でも、新制度の幼稚園に行っている方でも、新制度に移行していない幼稚園へ行っている方でも、同じように補助させていただき仕組みを整えるということで、ここは拡大されるということになりました。

今までは対象者がいないということで市ではやっていなかった制度でございますが、この360万円以下世帯とか第3子ということになりますと、幼稚園にももちろん在籍がございますので、今後については、これをやっていく必要があると思っております。無償化の10月に合わせまして、予算確保、制度設計、そして周知等、順次進めていきたいと思っております。

説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。そもそも何で副食費取るんだという思いもあるんですけれども、いかがでしょうか。この事業について、ご意見、ご質問とか、ありますか。

この事業に関しては特に実績はないわけですが、その理由などもご説明いただいたわけですが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

じゃ、また何か後で気づいた点等ございましたら、お願いしたいと思っております。そうしたら、また次、13番目の説明をお願いしたいと思います。

【待機児童解消対策推進担当係長】 では、続けて資料No.1-8をご覧くださいければと思います。多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、名前が長いんですけれども。

どういった事業かと申し上げますと、事業概要のところをご覧ください。新たに開設された施設、事業は、安定的に継続的に事業を運営していくためには、やはり少し時間がかかります。特に地域の方とか保護者の方に受け入れてもらう、理解をしてもらうところに時間を要するという形になってございます。そこについて市のほうでできるフォローをしていくというのが、この事業の趣旨でございます。

4年間の実績というところがございます。一番初めの点のほうに書きましたのが、国や都の補助の仕組みでございます。国や都の補助としましては、市が行政担当者とか保育士OB、公認会計士、経営者等によって構成された支援チームを設けて支援をします。先ほど申し上げた事業開始前のフォローであるとか、地域の方へのご説明であるとか、手続についてのフォローとか、そういったことをチームでもってやっていくと補助が出るよという仕組みを国や都で整えていただいております。

ただ、実は国立市は、こういった支援チームというのは設けておりませんで、この補助を受けた実績はないところでございます。

ただ、補助の実績を受けていないからといって、じゃ、何もしていないかというわけではございませんで、下のほうに表でつくりましたけれども、27年度以降新設をされていた保育園さん、小規模保育園さんなんかにつきましては、それぞれの認可の担当をする者であるとか、あと保育・幼稚園係

の係員のほうで、近隣のほうに説明と一緒に入ったりとか、手続の書類について一緒につくったりとかいう形で、さまざまな支援、フォローというのをさせていただきます。

この間、28年度の上の段にありますあじさい保育園は、小規模保育園でございますけれども、この連携保育をする施設の設定についても、市内の施設と話をしまして、連携保育の施設を一園作らせていただきました。

こういったような形で、いわゆる保育園、幼稚園なんかの新設についてのフォローというのはさされてきていただいておりますし、今後も同じように実施をしていきたいと思っております。

続けて裏面でございますが、裏面は子どもの居場所づくり事業補助金の関係での説明になりますので、畠山に説明のほう、お願いします。

【児童・青少年係長】 私が引き続き運営についてご説明をさせていただきます。多様な主体の参入促進事業ということで、広い意味で多様な主体が活動する事業に対して促進する事業の一つとして、こちらで説明させていただくのが、子どもの居場所づくり事業補助金交付事業でございます。

簡潔に言いますと、地域において子どもの居場所を立ち上げて展開されているNPO法人ですとか、地域の団体の方々の事業に、こちら、市から補助をするというような事業になってございます。

補助事業の対象としましては、こちら、真ん中に四角枠で囲んでありますが、1つに、小学生以上18歳までを対象とした、いわゆる自由に過ごせる居場所を展開される事業に対して補助を交付する。もう一つは、0歳から18歳までを対象に、食または学習支援を行う居場所を提供するところという、この2つが補助の対象事業として設けているところでございます。

ちなみに(2)に書かれているものについては、近年において子どもの貧困等が非常に話題に上がっていて、それに対する具体的支援をという部分の流れが市においてもあった中で、事業を拡大して、こちらを平成29年度から追加したというような経過がございます。

下に表で、これまで27年度以降の補助交付の実績を載せてございます。一番左枠に(1)、(2)と記載しておりますが、それぞれが先ほどの四角枠において記載している、どちらの対象事業かということを示しているものでございます。

なお、(1)と(2)両方記載しているものについては、28年度までは(2)はございませんでしたので、(1)という形で申請があって、実際に交付された団体。(2)と記載されているところは、それ以降、要は(2)号、食または学習支援というところの枠で補助申請を出されて交付された団体になります。

数字を見ますと、平成29年度、(2)号が増えたあたりからは、いわゆる、こちらの予算額も、その分だけ増額しましたので、補助対象事業数も5団体と増えています。それ以降も、30年度、31年度と6団体、7団体という形で、交付している団体数は、今のところは右肩に上がっているところですが、あくまで予算の範囲内で交付できる範囲に交付しているところでございます。

細かな1件1件の事業に対しての説明は省略いたしますが、そこは簡単にご説明させていただきます。

一番上の駄菓子や「くにちゃん」につきましては、週に1回実施している、駄菓子。よろしいですか。ちょっと細かな一つ一つについては省略をさせていただきますので、また個別に、別の形でご連絡をさせていただきます。

課題点なんですけれども、今、交付している団体が一部地域に固まっているという実情がございます。その中で、子ども・子育て支援事業が希薄である、国立駅周辺でも、この交付、民間の何らかの

事業が展開されれば、そこに補助したいという意向がありまして、今回はこの地域、国立駅周辺地域において事業提案される団体をという形で積極的に募集を図ったんですけれども、結果としては0件だったということが実情としてございます。

市域全体に対して民間、いろいろな方々が活動できるような支援の仕方とかを今後検討していきたいと考えているところでございます。

この事業の説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。表面と裏面あるわけですがけれども、この表面のほうに関しては、これまで認可保育所として認証で取り組んでいた保育園などが移行したり、あるいは新設していくときに、いかにサポートをして質の高い保育が実現できるように、その移行の支援をしてきたのかという、その実績を示していただきました。

裏面に関しては少し市民主体とかNPOなんかの、ある意味、地域づくりにもつながっていくようなさまざまな自発的な団体に対する国立市の補助事業ということで、こちらも、また違った意味で、すごく大事な事業だと思いますけれども。両方のことをご説明いただいたわけですがけれども、この件に関してはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 この裏面の子どもの居場所づくりの団体の何か、こういう団体がありますよという周知とかって、どういう感じにしているのかなと思ひまして。

【児童・青少年係長】 各団体がチラシとかインターネット等で周知しているというのが、まず第一にございます。その他には、こちらのほうで、例えば市報等を通じて、この団体に交付していますよといったことは、交付が確定した団体には、段階で市報周知はしておりますし、あと、その他ですがけれども、昨年度、公民館がNHK学園さんと協力させてもらって、くにペディアという市内マップ等を発行して、皆様の地域のほうに配布をさせてもらっています。

そこの中にも、こちらに記載されている団体等を記載させてもらうというところでございます。

周知はこのような形で展開しております。

【委員】 すみません。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 おいしいじかんとか、多分、ご飯系は、子どもが行くと無料で朝ご飯食べさせてくれるとかというやつですよ。

【会長】 はい。

【委員】 それの利用率というか。例えば残飯が出ちゃうともったいないとか思っちゃうんですけど、そういうのはあるのか、ないのか、わかりますか。

【児童・青少年係長】 残飯の細かいところまで、今こちらで把握していないところではありますけれども、参加人数としては、例えばおいしいじかんさん、月に1回実施しているんですが、親子合わせて100名を超えるぐらいの参加があるんですね。大体食材は、そこでさばき切れているという話は伺っております。

そのほかにも、子どもの朝ごはんなんかですと、夏休みとか、冬休みとか、長期休暇に継続して実施している居場所なんですけれども、継続して使える食材とかを活用するなどして工夫はされているという話は聞きます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 それで、こういう、いろいろNPOがやるケースもあれば、市民団体やボランティア的

なものをベースにしてやるものもあれば、社会法人の社会貢献活動としてやるものもあるかもしれませんが、何か継続的にこういう取り組みが発展していけるような、さらなる仕組みみたいなものがあるといいのかなとも思っていて、例えば少し団体間で意見交換をしたり、新規で取り組みたい人に、こういう先行して取り組んでいる人たちがノウハウを伝えたり、あるいは何か企業なんかとつながり合って、その企業からの少し寄附を引き出すとか。先ほどの残飯の話じゃないですけども、もし残飯が出た場合に、余ってしまったから、じゃ、次のこの卵のほうで使わないみたいな感じで回していくとか、何かそういう仕組みみたいなものはどうなのでしょうね。いかがですか。

【児童・青少年係長】 具体的な、そういった視点をこちらも持って、こうしなければならぬという意思等はあるんですけども、なかなか具体的などころまでは今至っていないので、そこは検討していきたいなど。全てが実現できるころかは、ここで言い切れないんですけども、特に継続して補助金を受けている団体なんか、そこは自立できるような後押し、フォローアップということは、こちらは、まずやっていかなければならぬと。ここが、そのまさに企業からの寄附というのがもう一つ、手法の中にはあり得るかと思えますけど、それを含めて全体の中で議論することだと思っています。

【会長】 今までの事業も、やっぱり家族があって、それをサポートしていく、いろんな専門職がいるわけですけど、こういう地域の取り組みみたいなものも大事ななと思ったので。ありがとうございました。

【施策推進担当課長】 こういったNPO団体と地域の団体、国立市、狭いところでもあるので、お互いにお互いでの連携をしていたりということはあって、行政としても集めてという形も一つ必要かなとは課題としては考えておりますが、実際は既にそれぞれで連携をして、このお子さんが、うちに来ているお子さんが、そっちの事業にも参加するといいいね、みたいなことで紹介をし合ったりとかということも実際にあるようなので、それらがもう少し、今、会長が言われたように、有機的な連携を結んで有効に展開ができる形を市が組めるといいかなというのは、今ご意見いただいて思いました。

【会長】 あるいは、本来は社協のほうで、そういう役割というのは本来の役割なのかもしれない。社会福祉協議会なんかで、そういう役割を担ってもいいのかななんていうことを、ちょっと感じましたけど。

【委員】 あと今、フードバンクもね。

【会長】 ああ、フードバンク。

【委員】 そういう意味では、そういうことをされている。すみません、この地域の中で、こんな居場所があったらいいと。例えば今、子ども食堂みたいなものが主になってきているかと思うんですが、ほかに何か、そういうニーズみたいなものとかというのはあったりするんですかね。こんな居場所が必要だみたいな。

【児童・青少年係長】 今、このシートが一番下に、ニーズ調査からいただいた意見を掲載していて、こちらは既にある、要は、おいしいじかんをよく利用していて、こちらはありがたいというお言葉があったので、そこを抜粋しているところにはなるんですけども、新たにという形で、まだ聴取していないのはありますし、そこはまた広く聴取等をかけながら、皆様の意見等とかを踏まえて、こういったところがニーズとしてあり、そこに向けてスムーズな展開につながるような形にしていきたいとは思っています。

【施策推進担当課長】 一つあるのは学習支援。ここでも補助はしている団体もあるんですが、学

習支援について、やはり、かなり手を差し伸べたい家庭がある、子どもがいるという状況が問題意識としては皆さんからも出ております。もう少し駅前とかで通いやすいところとかという話も出ていますが、学習支援を支援する学生の確保であるとか、また団体としても、アルバイトというか、アルバイトほどの給料は出せるわけじゃないんですけど、ある程度、やはり教えるという行為なので、その部分で費用が必要であったりとかして、なかなか継続が難しかったりとか、そういった課題をお持ちなので、学習支援の場所というのは、声としては上がっているところです。

【会長】 一橋大の学生とか、塾のバイトじゃなくて、こういうところに来てほしいとか。

【施策推進担当課長】 ただ塾で専門的にというよりは子どもと交流をしたいという思いを持ちながら、この学習支援を手伝ってくれている一橋の学生とか他大の学生も結構いて、公民館なんかの事業でも、やはり、そういった学習支援事業をやっているんですが、そこに来ていてくれる子もいたりとか、この私たちのほうで補助を出している団体にも、そういった学生さんが来ているというのは聞いております。

【委員】 谷保、矢川の地域が比較的充実しているということですか。

【施策推進担当課長】 富士見台エリアというんですかね、谷保駅に近い富士見台エリアが充実している感じはあるのかなとは思いますが。

【委員】 すみません。

【会長】 はい。

【委員】 国立駅周辺のみ事業提案を募集したということですかね。全市に募集したわけじゃない。全域に募集したわけじゃなくて。

【児童・青少年係長】 というのではなくて、全域も一応かけながら、特にという形での注記をしたということです。

【委員】 特に。であれば。私はマップつくったものを見たんですけど、他でもあったような気がしたんですけど。ここに出ている団体もね。なので、募集は、でも、全体にかけたんですね。市全体に。

【児童・青少年係長】 そうです。

【委員】 はい、わかりました。

【児童・青少年係長】 全域の中での活動団体に対して募集しております。

【委員】 かしこまりました。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 次年度に向けての方向性で、保育運営者としては、保育園等の誘致についてというのが、ちょっと気になってしまうんですが。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。この後の待機児童の話といたしますか、保育の量の見込みの話でも少しふれさせていただく予定でございますが、ここで、そうですね。ごめんなさい。0から2歳のところについて少し、まだ不足があるという認識は持っております、ここについては施設運営というか、ハード面での整備というものも必要じゃなかろうかということ进行分析としてまとめさせていただきます。

【会長】 そうしますと、次の話に関係してきますかね。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。ここで申し上げたかったのは、そういう施設があった場合に、この後、同じように丁寧にフォローさせていただいて、地域の方との説明と一緒に入

ったりとか、そういったことは継続してやっていきたいというニュアンスをお伝えしたかった、そういう次第でございます。

【会長】 誘致ありきではなく、あった場合にはと……。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうです。そうです。おっしゃるとおりです。

【委員】 ちょっとどきどきしちゃうので、まあまあ……。

【待機児童解消対策推進担当係長】 実際に今動いている案件というのも実はございまして、この辺のところについても同じようにやっていますよということをお伝えしたかった、そういった記載でございました。

【会長】 ちょっとこれだけ読むと、あっ、誘致するのかなみたいに思ってしまう。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい、すみません。

【会長】 わかりました。じゃ、それとも関連しますので、ちょっと時間があれですので、全部まとめて最後、この乳幼児期の教育・保育量と、あと延長保育もあわせてお願いできますでしょうか。

【待機児童解消対策推進担当係長】 はい。それでは、資料No.1－9をご覧くださいければと思います。乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策ということで、端的に言いますと、待機児童が出ておる状況で、どういうふうに施設整備等々で提供量を確保していくかということを考えていくものでございます。こちらだけ、すみません、別紙1と別紙2というのがついてございます。オレンジがかった資料があるかと思えます。こちらも、もしよろしければ、参考にしながらと思えます。

別紙1というのが、今までの計画をそのままコピーして書いたもの。別紙2というのが、それに対して、赤枠で囲ってありますところを確保実績に置きかえたような資料でございます。

見方としましては、別紙2の一番下、31年度のところをご覧くださいければと思いますが、1号認定、教育を受けたいと思っていられる方の認定が全部で856人いるんじゃないかと見込んでいたと。それに対して、各号の実績としては、教育・保育施設、新制度の幼稚園さんとか、認定こども園の1号さんとかで429人分の定員を確保した。確認を受けていない幼稚園さんでは1,182人の定員があった。合計定員は1,611人の定員が確保されている。引き算をすると740人分定員が余る形になるので、ここについては待機児童はなくなったというような、そんな見方をしていたければと思います。

この表が少し見にくい部分がございますが、もう少し具体的に待機児童何人いるんだという話、具体化のために、資料No.1－9には待機児童の推移なんかも載せてございます。1－9のほう、もう一度お戻りいただいて、ご覧いただければと思いますが、一番上の表です。待機児童の推移、旧定義と書かせていただいている表でございますが、27年度の4月から31年度の4月、この間の4月までの推移をまとめたものでございます。29年度の4月に125という一番大きな数字が出ておりますが、そこから少し減らして、31年の4月では98という数字になってございます。

年内訳このとおりでございますが、0、1、2のところには人数が多い。特に最後の年度は0、1に多いというのがご覧いただけるかなと思えます。

この旧定義、新定義というのが聞きなれないお言葉で、説明がさせていただければと思いますが、旧定義というのが極めて単純な数字でして、保育園に申し込みをした方の人数から実際に入れた方の人数を引いたものが旧定義。要は、保育園に申し込みしたけど入れなかった人たちの人数そのままという感じになります。

これに対して新定義という数字が、旧定義よりは少し減った数字で下に表で出てございます。これ

は、いわゆる旧定義の待機児童の方の中には、例えばですけれども、なかよし保育園しか希望していない方とか、そういう方も含まれてございます。そういった方を数字からは除いてみたりとか、あとは認証保育園に入れた方とか、そういった方を除いてみたりとか、そういう形で、ある定義に基づいて少し人数を差っ引きまして、この表現がいかかわからないんですけれども、お困りの方をより抽出したような形で出した数字となっております。

もう少し換言して言いますと、新定義というのは、厚生労働省に報告をする数字でございますので、厚生労働省のほうでは国立市の待機児童は、31年4月では46人と把握をしているということになります。

ここで新定義のほうをご覧いただきまして、29年4月が一番多くて101人だったところが、今年度は46人というところで、少し減らしてきているけれども、いまだ待機児童の方がいらしている状況。特に1歳のところは31ということで、比較的大きな数字になっているという状況があらうかと思えます。

31年4月の申し込み状況を抜き出しまして記載をさせていただきました。この1ページ目のところは、幼稚園等ということで、1号認定、教育を受けたいということを希望されている方々の人数でございます。市内の定員は3、4、5歳合わせて1,596という大きな数字になってございます。そのうち利用児童数、市民の方は673人、市外の方からも幼稚園は多く受け入れてございまして296人、合わせて969人が市内の幼稚園に通われています。

逆に、国立市にお住まいで、国分寺とか、府中とか、別の幼稚園に行く方もいらっしゃいまして、それが155人ということになってございます。

こんなお申し込み状況でございました。

めくっていただいて、一番上の表ですが、これは保育園のほうの状況でございます。0、1、2、3、4、5ということで定員と、その下に入所申込数と書かせていただきました。0、1、2のところでは定員を超える申し込みが来ているということ。その下が利用児童数ということで、実際に入って保育園を使われている方のお子さんの人数。入所申し込みから利用児童数引きますと、旧定義の待機児童人数出てまいりまして、そこからさらに、ある定義に基づいて少し数字を引きましたものが、新定義の待機児童ということで数字が出てございます。

この4年間の実績ということでは、27年度以降、毎年のように保育園等の新設、進めてまいりました。これによって待機児童といえますか、利用されるお子さんの数は大きく増やせたかなと思ってございますが、私どもの想定以上にニーズというか、お申し込みのほうが増えました関係で、31年度の4月時点で待機児童ゼロにはたどり着いていないというところでございます。

その下が課題と今後に向けての方向性ということでございます。少し長く書いておりますので、簡潔にご説明したいと思いますが、1点目の黒丸には、申し上げたとおり、保育のニーズが伸びてきているよということ、そして1歳、0歳に待機児童が集中しているよということを分析してございます。

1つ飛ばして3つ目の黒丸ですが、保育所の定員数のところ、実はよくよく見ると、2歳さんの定員数のほうが3歳さんの定員数よりも多くなってございまして、30人ほど2歳さんのほうが多い状況です。

こういった状況で、「3歳の壁」と言われるんですが、2歳までの園を卒園して3歳までの行き場所を探すのに、また苦勞してしまう保護者の方がいらっしゃるという状況が、国立市でも生まれかねない状況です。現時点では弾力運用なんかを保育園さんに頑張ってもらいたいとか、先ほど申し上

げたとおり、幼稚園のほうに進級される方もいらっしゃる、どこにも行けなくて困ってしまったという方は発生はしていないんですけれども、今後は注意する状況があるよと思ってございます。

このような分析を踏まえて、4つ目の黒丸、1、2、3、4と書かせていただきました。①のところは新規の施設整備についてということです。3、4、5歳の子は大分、待機児童が減ってまいりまして、ここについて新しくハードの整備というところまでは必要なかろうと分析してございます。ただ0、1のところ、特に1歳のところは待機児童がまだおりますので、ここについては保育園の整備、必要ではないかと思っています。

ただ、ここについては、今後の推移、人口の推移もございまして、保育需要も年によって、やはり増減ございまして、その辺はよく見定めながらやっていく必要があると思ってございまして、既存の保育園さん、幼稚園さんとも意見交換もしていただきながら、十分に慎重に検討していきたいと思っています。

2番目のところは、先ほどの幼稚園の預かり保育でも触れましたが、そういったところも拡充をしていきながら、幼稚園の教育のPRを進めていくということが2番目です。

3点目が、認証保育園に入った方が先ほど、旧定義から除かれて新定義の数字になるよと申し上げました。ただ、この方々の中には、保育園に入りたかったんだけど入れなかったのが認証保育園に入りましたという方が、やはり何人かいらっしゃいます。こういった方々についても、新定義の数字がゼロになったから、それでいいというわけじゃなくて、目配り、配慮をしていかなければいけないということを思っています。

4番目でございます。ハードの整備だけではないということを検討していかなければならない。例えばベビーシッターの利用支援事業ということも31年度から始めてございますけれども、こういったものもやっていかなければならない。特にハードの整備というのは、一旦整備すると、その後何十年というふうに使われるものでございます。お子さんの人数が減っていくかもしれないと言われていの中で、それがばかになってしまっは少しよろしくない部分があるかと思っておりますので、こういったソフトの整備も一緒にやっていきたいということは今考えているところでございます。

最後に、その他ということで補足的にご説明でございますが、現段階で既に計画、動いている施設が2つございます。次の8月、もう目の前ですけれども、国立ひまわり保育園というのがオープンする予定です。ここで定員131人の園がオープンしてございます。これ、もともと今年の4月を目指していたんですけれども、少し地域の方との調整で時間を有してしまいまして、8月になるということで、去年から引き続き動いている案件です。

その下でございますが、次の1月に、実は風の子という園が認定こども園に移行するというを書かせていただきました。現在は幼稚園類似施設ということで、その富士見台団地の中で運営をしている施設があるんですけれども、ここが無償化政策に合わせまして、認可化といいますか、認定こども園になりたいということで、その計画が動いてございます。ここは定員を拡充するわけではございませんが、そういったものは計画されているということで、修正していただければと思います。

すみません、足早でございましたが、ご説明以上でございます。

延長保育のほうですね。失礼しました。

【会長】 これもあわせて、お願いいたします。

【保育・幼稚園係主査】 保育・幼稚園係の松永と申します。よろしくお願いたします。私のほうからは資料1-5の延長保育につきましてご説明させていただきたいと思っております。

延長保育は、保護者の方の就労などの理由で、保育所の基本開所時間の11時間を超えて利用する保育のことです。

国立市では、30年度では市内保育所17園全てで延長保育を行っています。

確保提供量につきましては、下の確保提供量（定員）となっているんですけども、各園の定員を積み上げた数字になっておりまして、上の上段の表の確保提供量の比べますと、各年とも計画の値はクリアしている状況でございます。

利用人数につきましては、27年か29年まで増加の傾向にあったんですけども、このコメントにあるように、実績、提供量は増加しているんですけども下がっている状況になっておりまして、原因は何かとなっているんですが、詳細な分析はできておりませんで、働き方改革や育児休業の推進が影響しているのかとも考えられますし、引き続き注視していきたいと思っております。

裏面に移っていただきまして、最後に次年度に向けての方向性ということなんですが、やはり30年度の利用量が減っているということもございまして、今後のニーズや動向に注意して対応を検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。当初計画していた量の見込み、あるいはその修正後の見込みを超える形で整備してきたわけですけども、おそらく保育所を利用される方の割合が増えてきている中で待機児童数がなかなか減らないという中で、国立ひまわり保育園の設置なども予定しているというような形でした。かなり、定員131名ということになりますので、現在の待機児を吸収していただける形の形になるのかなみたいな感じはしているわけですけども。

今2つまとめてご報告いただきましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい。

【委員】 すみません。いろいろ考えがまとまっていないんですけど。この待機児童の推移で、この旧定義で、やっぱり1つしか希望出さないとおっしゃっていたんですけど、周りでも、ちょっとそういう話を聞いて、落ちたら会社に申請すれば育休をもう一年とれるからとかというので、多分出している人もいると思うので、新定義で、これだけ減っているのであれば、許容範囲内かなとか、ちょっと思ってしまうんですけど。おっしゃっていたとおり、とりあえず箱だけどんどん、どんどん増やしていったら、これから、それだけ必要かどうかはまだわからないので、あまり急速に整備だけを整えてもいいのかなと悩んでしまうところではあるんですけど。それに伴って、やっぱり幼稚園の無償化もあって、3歳から幼稚園に入れたいという働く人もたくさん、これから出てくると思うんですね。

そのときに、幼稚園と保育園の差別化といったらあれなんですけど、幼稚園は教育の場であって、保育園は保育の場であって、保育園に入れたいという人もいれば、幼稚園に入れたいという人もいて、それが何か無償化になることで、ごちゃごちゃになっちゃうと言うとあれなんですけど。親の気持ちもそうだし、幼稚園に入れておきながら保育園のものを求めたりとか、保育園に入れておきながら幼稚園のものを求めたりというのが出てくると、それに対する対応が、これから難しくなってくるのかなという気はするんですけど、どうなんでしょう。

【会長】 幼稚園教育要領も保育所保育指針も、内容は、そんなには変わらないわけですよ。

【委員】 そうなんです。

【会長】 なので、そのあたり、でも、選ぶ側の保護者からすると、どうなんだろうという感じが。

【委員】 そうですね。各園のいろいろ特徴があったりもするので、それは保護者の方々がいろいろ

る見学に行って決めたりすることで、小さい間は保育園に2歳児ぐらいまで入れて、3歳児から、もう幼稚園に行かれる方も、確かに多いんですよ。そうすると、今度、保育園の3、4、5歳児の3の枠の壁はあるんですけど、3で入っても、4、5歳で今度減っていくと、保育園の4、5歳の枠は今度埋められないので。反対に保育は0、1、2はいっぱいいて、入れたいけど入れられない。でも、4、5歳になると、減った分は、もう補充できないという、ちょっとそこら辺の矛盾がすごくあって。やっぱりどこか、まだ幼稚園と保育園の、どの、今、変わりが無いと言っちゃおかしいですけど、ほとんど変わりはないと思ってはいるんです。もちろん幼稚園で個別でいろいろ、課外授業的にいろんなのをやっているところはあるかとは思いますが、保育園でも同じようにやっているところがあったりとかすると、あまり変わらないかなというところがあります。ただ、親御さんの選ぶところもありますから、そこが何とか。何か答えがないとおかしい。

【委員】 答えがないというか、終着駅のない質問ですみませんという感じなんですけど。

【委員】 でも、わかります。

【待機児童解消対策推進担当係長】 ただ、今、先生のほうからもお話がありましたとおり、幼稚園の教育要領というものと保育園の保育指針というものは、この間、先日改訂をされまして、ほぼ同じ内容になったんですね。そういったことも、やはり今のニーズとして、幼稚園にも、保育園にも、同じようなことを求めているというものが反映された部分もあるのかなと、これは思っています。

今、園長のほうからもお話あったとおり、幼稚園も、保育園も、それぞれ工夫を凝らして、特色のある幼児教育、保育というものを実践をさせていただいて、あと市としては、その辺を一緒にPRを手伝いながら、各園の特色を保護者が選びやすいようにしていく必要があるし、例えば、この幼稚園いいなと思ったけど時間が足りないなみたいなことが、なるべく少なくなるように、そういったこともフォローということは今後、幼稚園、保育園に対してやっていくべき支援なのかもしれないなと思うところはございます。そんな感じでいいですか。

【委員】 保育園は行けたところに行くと言ったらあれですけど、幾つも幾つも出すじゃないですか。希望を出して、入れたところありがたいって入れるじゃないですか。幼稚園で、1点と言ったら何ですけども、親が吟味して、ここに入れたいという気持ちで入れている、今、状況なのを見ると、何かそこが、うーん。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。なかなか今、保育園に集中している部分があって、それが待機児童で数であらわれてしまっているところ。対して1号認定の幼稚園のほうには、待機児童という表現は、そもそもあまりないところがあったりするというのが、今おっしゃったようなことなのかなとは思いますが。幼稚園の魅力というのもPRは、やはり考えていかないと。

【委員】 そうですよ。でも、幼稚園は幼稚園で工夫を凝らしているの、工夫を凝らしているところは、それをアピールして、それに賛同してくれる人に入ってもらおうというのを、できるだけやっていけばいいと思うんですけど。あとは保育園が、どこに入れても、ある程度というか、一定の…

…。

【会長】 質の高い保育をね……。

【委員】 保たれているとは思いますが。ただ、最低限のところと、すごくやってくださっているところもあると聞くと。何か兄弟で別の保育園になっちゃった人が、やっぱり、ちょっと差を感じるって。ここですごく、つくり物もやってくれて、先生からの愛情も一身に受けているという感じ

を感じるんだけど、十分やってくれているけど、こっちと比べちゃうとというのが、何か悩ましいという話をちょっと聞くと、まあ、ね。でも、やったださっている、なんだ、**わかります**。

【待機児童解消対策推進担当係長】 相性というのも正直言ってあるだろうなというところはございますのと、特色の一つだと思えるんですけども、大きな人数を預かる保育園さんだと、例えば社会性というか、大きな中でお子さんの社会性を養うというところは強いのかなと。一方で、小さな小規模園とか、家庭的保育とか、そういったところだと、3人とかそういう感じなので、すごく目配り、気配りは届きやすいし、アットホームな雰囲気が特色というか、売りだったりとか。そういったことに対して保護者がどう思うか、何を重視するかということにもつながってくるなどは思います。

【児童青少年課長】 補足、よろしいですか。

【会長】 補足、はい。

【児童青少年課長】 児童青少年課長の川島です。保育園とか幼稚園とかのPRについては、市のほうも少しお手伝いをさせていただいて、多分、幼稚園なんかは幼稚園フェアというのを開催させていただいて、今年も、この6月に1日と8日の土曜日、2回に分けて、福社会館のところと、あとは駅前の市民プラザのところとさせていただいて、幼稚園フェアという形で幼稚園に集まっただいて、幼稚園のPRをしていただいたりとか、あと保育園なんかは保育園なるほどフェアというのを10月に、今年も開催させていただく予定で、そのあたり、園の特色とかを市民の皆様にもPRをさせていただく場というのは設けさせていただいているところです。そういう中で、いろいろ保護者の方にも選択をしていただくという状況でございます。

【会長】 国立市の場合には、新しい新規の園を開園するにしても、そういう一つ一つの園を、子どもであったり保護者がいろいろ見たり聞いたりする機会、場を結構つくっていただいているので、放置しているわけではない部分は、すごくある。

【委員】 感じます。はい。

【会長】 ほかの自治体とは、またちょっと力の入れぐあいが違うのかもしれないですね。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

【委員】 何かすごいいろいろつくって、定員増えているんですけど、そこで働く保育士の数というのが、こんなに増やして足りるのかなというのがすごい思っていて。例えば、ある区だったら、その区で就職したら、その区で使える商品券を幾ら渡すとか、住宅補助だったりとか、そういう面、自治体がそういう補助をしているんですけど、国立市は、何かそういう、保育士に対して、現場で働く人に対して、どういう感じのことをやっているのかなと思ひまして。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。今お話に上がった中で申し上げますと、住宅費の補助というのは、国や都の制度も使いながら、市内にお住まいいただければ補助を少し出させていただくということはやっております。利用いただいている園もどんどん増えてきておりますので、これは引き続きやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

商品券を配るといふ施策までは、なかなかやってはいないところではございますけれども、その他、いわゆる処遇改善と報道等でもお聞き及びと思うんですが、そういったことについては、これも国、都の制度を活用しながら、各園さんに努力をしていただいているところでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 ちょっといいですか。今の補助金の制度で、今度、幼稚園の預かりでも保育所を増やし

ていきたいというときに、幼稚園では、その制度はなかったりするわけですよ。じゃあ、幼稚園も埋めていきたいけど、そのバランスというのがすごく難しいなと思っていて。

私もこども園の設立のときにしばらくかかわったことがあるんですけど、幼稚園の制度と保育園の制度、一緒だけど、その、まだ違う部分があって、保育士を増やしたいけど、幼稚園の制度に乗っていくと、やっぱり、なかなか補助金がなかったりするから、同じ制度が利用できなかったりとかするので。さっきも幼稚園を増やしていきたいというんだったら、何か同じようなことを少し考えていけるといいのかなというのが少し、さっきのところでも思ったところなんですけど。

【待機児童解消対策推進担当係長】 そうですね。おっしゃるとおり、幼稚園さんの処遇改善というところ、幼稚園さんに勤める保育士さんの処遇改善というところについて不足があるんじゃないかというご意見だと思います。確かに今現在はなかなか市としてもフォローというか、手を当てていない部分かもしれませんので、補助金制度調べながら、できることをやっていきたいなと思います。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。他にはよろしいですか。

【委員】 延長保育事業についてなんですけど。

【会長】 延長保育。

【委員】 はい。ぜひ、このままというか、延長保育の時間拡大についてということで、そういう声はあるけれども、お子さんとの時間と家庭の時間を大切にしてほしいというので現在は対応していないということなので、このままでしていただければと思うというか。働く保育士たちも家庭があったりという形なので、やっぱり8時、10時というふうになると、その家庭の保育士たちも大変だし、結局、その預かっている子どもたちは、いつ親とご飯食べるのとか、そういうことがたくさん。それは幼稚園との格差になるというか、ほとんど保育園でしか過ごさない。ですから、土曜だと、ほんとうに親との時間で全くなくて、この子、誰の子みたいな、やっぱりなっちゃうので、7時。ほとんどの園が、国立市は7時15分ですけど、それは子どもにとっては最大限の時間かなと私は思っているの、この考えのままで国立市さんはやってほしいなと思っています。

【委員】 保育士さんが子どもを病児保育に預けて来るとか、そういうことも実際ありますよね。

【委員】 そうです。7時15分で子どもが終わったとしても、早くても7時20分、7時半とかに上がってとなると、やっぱりパパだったり、おばあちゃんだったりに預けてという働き方しかできなくて、それができなくてやめてしまうという保育士も、やっぱりいなくはなく、保育士不足につながると思いますか、ことにもなるので、ぜひこのままでやってほしいなと思います。ほんとうだったら6時半ぐらいで帰ったほうが子どもにとってもいいかなと思うんですけど、7時15分、遅いなとも思うんですが、いろいろなご家庭もあるので。

【会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと時間が超過してしまいましたので。ただ、いろいろ貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。また、それぞれ担当課から来ていただいて、丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、今後の予定について事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 まず改めまして、たくさん質問をいただき、ありがとうございました。次回は7月30日の火曜日に、この庁舎なんですけど、3階にあります第3会議室において実施予定させていただいております。内容につきましては、前回と今回、ご議論いただきました内容等、全て、もう一度こ

ちら、事務局でまとめて、全部まとまった形で、もう一度皆様に付したいと思っております。そういった形で、具体的な課題がこうあるんだということを再確認させていただく機会とさせていただければと思います。

本日も、まだ質問が、この後、お帰りになってから、もしかして浮かぶということもあるかと思えますし、本日欠席委員も4名いらっしゃいますので、いただいた質問とかを少しまとめた形で、またうまくするとともに、期限を決めて、いついつぐらいまでであれば質問いただけるという形で、改めて案内させていただきますので、そちらまでの期間で新たな質問があれば事務局のほうに連絡いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の説明は以上です。

【会長】 それでは、次回7月30日ということで、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —